

幕別町職員の懲戒処分について

「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、次のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

事案の概要	被処分者は、令和4年4月から令和6年9月までの間、業務で使用するために携行缶で保管していたレギュラーガソリンを、合計36回、総給油量360.0リットル(59,796円相当)を自身の自家用車に給油をしたもの。これは窃取行為に当たり、全体の奉仕者である職員にふさわしくない非違行為であり、地方公務員法第33条の規定に基づく、職員の信用失墜行為に該当することから、厳正な処分を行うものであるが、当該給油に係る相当額については、9月30日に全額返済されていることから警察署に対する被害届は提出しない方針である。
懲戒処分の量定	懲戒免職
懲戒処分年月日	令和6年10月2日
被処分者の職位及び年代	会計年度任用職員(町営牧場勤務) 40歳代